

令和元年度施設運営方針

介護老人保健施設もくもく

1. 基本方針

利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療ならびに日常生活上のケアを行い、居宅における生活への復帰を目指す。

2. 実施方針

A. 利用者の処遇について

(a) 日常生活

ケアプランに基づき以下の処遇を行う。

- ・入浴ー 利用者個々の身体状況を把握のうえ、一般浴と特殊浴に分けて実施し、身体の異常発見等に心がける。
- ・希望入浴も個別に適宜実施する。
- ・排泄ー 排泄の自立を目標に一人一人の能力や状況に応じて、介護用品（リハビリパンツ・紙オムツ・尿取りパット等）や介護方法（時間排尿等の実施）を検討する。
- ・環境整理ー 利用者の身の回りや居室内の整理等を、定期的に担当介護職員を中心に行う。
- ・離床ー 積極的に寝食分離や寝排分離を進め、また、行事・クラブ等を通して離床を促し体力の維持及び生活圏の拡大を図る。
- ・利用者のプライバシーの保護・安心感・安らぎ感を持ってもらえる状態を目指す。

(b) 行事

今年度の行事は別掲「2015年度スケジュール」に基づいて実施する。

日常生活に変化と潤いを持たせ、生きがいのある生活の場作りの一助とする。生活には利用者の意見を出来るだけ取り入れ、利用者主体の行事となるよう職員、家族、ボランティア等の協力を得て実施する。

娯楽の一環として、ボランティア等の協力を得て、出来るだけ外出の機会を多く設ける。

(c) クラブ活動

利用者同士、ボランティア、地域住民とのふれあいを深めながら、趣味を楽しむことによって自立的で意欲ある生活が出来るようにする。

書道・生花・手芸・カラオケ・散歩・料理・ゲーム等毎月、作業療法士を中心に行う。

(d) 給食

利用者の健康維持と、より良い食生活の向上又は食環境の改善を目指し、栄養のバランスのとれた美味しい食事を提供するため下記の事項を徹底する。

- ・昨年に引き続き全利用者に対して栄養マネジメントを実施する。
- ・季節感に富んだ献立を作成するように努める。

(年間の各行事食については別掲の「平成27年度行事及び給食計画」に基づいて実施

する。)

- ・リハビリテーションを兼ねて利用者によるクッキングを実施する。
- ・嗜好調査を実施し個々のニーズを反映させる。
- ・栄養士、調理員が看護師や介護員と連携を図り、入所者の栄養管理を行う。
- ・衛生面を留意して、食中毒の発生を防止する。
- ・栄養士を中心に、食事のあり方の検討を行い、かつ給食会議を定期的に設け、利用者の声をとりいれる。

(e) 保健衛生

利用者は、身体的精神的な疾病、機能障害などを持っており、さらに高齢であるため悪化しやすい状態にある。そのため日々の健康管理に努め、落ち着いた安らぎのある生活となるよう援助する。

- ・利用者個々の状態を把握し定期的に医師の診察を行い、疾病の予防、早期発見、治療に努める。
- ・介護に当たる介護職員が専門的な知識・技術を習得し、実践できるように看護職が指導する。
- ・機能低下防止、寝たきり状態の防止のために作業療法士を中心に離床を勧める。
- ・インフルエンザ等の感染症に対しては、医師と相談のうえ、予防策実施する。また、感染症疾患が発生した場合は、対策会議を開き対応する。インフルエンザ予防接種を医師の判断で実施する。
- ・毎日の生活のなかで、利用者の残存機能の維持、向上を図るため、遊（あそ）びリテーションを充実させ、並行して作業療法士を中心に身体の体力低下予防に努める。

(f) 機能訓練

- ・作業療法士の指導の下に、個人にあった機能訓練を計画し、看護、介護職員も含め家庭復帰に向け、実施する。
- ・遊びリテーションの内容を、作業療法士を中心に検討し、計画的で娯楽性のあるプログラムを作成し実施する。
- ・遊びリテーションに参加困難な方に対して、個別に拘縮予防のため関節可動域訓練等、作業療法士を中心に取り入れる。

B. 家族との連携

- ・面会、外出、外泊、行事参加、施設便りの発行などをおし、利用者の状況や施設での処遇方針及び家族からの要望等について意見交換を蜜に行う。
- ・職員と家族が一体となって利用者の処遇向上に努める。
- ・家庭復帰を目標に、支援相談員、ケアマネジャー、及び在宅のケアマネジャーと連携を取り合いながら、これを目指す。
- ・密接に家族と連携をとりながら在宅復帰を目指していく。

C. 地域との交流

- ・地域住民の施設に対する認識と理解を深めるため、適宜、機会捉え、地域との交流を拡大する。
- ・各種ボランティアについては積極的に受入れ、利用者の処遇の充実を図るとともに、

地方、地域のボランティア育成、福祉教育等の実践の場となるように努める。特に近隣の小中学校、保育園等との交流を持ち、相互の良好な関係を深める。

・ボランティアの方々に日頃の感謝をすると共に、広報に紹介し、より多くの地域の方々にボランティアに対する理解を深めて頂く。

D. 職員関連

(a) 職員の役割

- ・福祉施設職員としての責務を自覚し、常に問題意識をもって自己啓発に努める。
- ・より良いチームワーク作りに心がける。
- ・生活の主体者は、利用者であり、利用者の立場になって考え、共に生きる姿勢を持って援助に努める。
- ・新人・中堅職員の研修体制を整え、事故防止に努める。
- ・今年度の職員研修は別掲「平成27年度職員研修計画」により、今年度の諸会議は別掲「平成27年度諸会議計画表」により実施する。
- ・諸会議を通して介護者の専門職者又は社会人としてのあるべき姿を検討する。
 - ・ユニット体制の検討を重ねながら、実施していく。
 - ・職員の業務が合理的に行われるよう、管理運営会議を中心に業務の流れ、改善について検討していく。

(b) ケアプランの作成

- ・介護保険及びケアプランの作成実績等の学習を、全体研修を中心に行う。

(c) 非常災害

- ・消防訓練の計画と実施。
- ・近隣地域を含めた総合防災体制の確立。
- ・火災報知器・火災通報装置・消火器・スプリンクラー・非常口等の防火関係設備、機器や器具の機能使用方法を熟知し非常時に対処できるよう職員訓練を実施する。
- ・新入職員への防災教育の実施。
- ・利用者の喫煙については、喫煙場所、タバコの保管場所等を指定し徹底を図る。

E. 苦情解決について

・施設サービス利用者及び家族からの苦情に適切な対応を図り、円滑円満な解決の促進や施設サービス提供者の信頼度を確保・向上させ、利用者が福祉サービスを適切に利用することが出来るようにする。苦情が出た際には、承った者が、「苦情内容処理表」に内容を記録し、「苦情解決検討委員会」に諮る。

F. 身体拘束をなくすために

・身体拘束の無い介護を実現するために、施設の責任者やスタッフが、身体拘束をしないという決意に基づいてケアに取り組む。また、そうした取り組みを支え、あるいは容易にしたり負担を軽減したりするための福祉機具や施設の居住環境といった、ハード面での改善を進める。

・他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録する。 __